

山国川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、山国川漁業協同組合が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、はえ、すっぽん、えのはをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員その他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の（ア）欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ（イ）欄に掲げる期間内でなければならない。

(ア) 魚種	(イ) 期 間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
えのは	3月1日から9月30日までの間

(禁止区域・禁止期間)

第4条 山国川における遊漁の禁止区域及び禁止期間は、大分県内水面漁業調整規則第29条第1号、第24号、28号並びに第30条に規定する区域及び期間とする。

(全長制限)

第5条 次の表の(ア)欄に掲げる魚種については、それぞれ(イ)欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚種	(イ) 全長
あ ゆ	15センチメートル
こ い	15センチメートル
ふ な	10センチメートル
う なぎ	20センチメートル
もくずがに	甲幅 5センチメートル
え の は	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 (ア)欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は(イ)欄に掲げる漁具・漁法でなければならず、(ウ)欄に係る遊漁料を納付する。ただし、肢体不自由者は次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは500円を加算した額とする。

魚種 (ア)	漁具・漁法 (イ)	遊漁料 (ウ)	
		1日	2,000円
全漁業権対象魚種 (あゆ、はえ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、すっぽん、えのは)	手釣、竿釣、投釣、友掛 (ルアー使用は除く)	1日	2,000円
		1年	5,000円
あゆを除く漁業権対象魚種	手釣、竿釣、投釣 (ルアー使用は除く)	1日	1,000円
		1年	2,500円

※舟を使用する場合は、1隻につき1年5,000円を別途納付すること。

2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒の場合の遊漁料は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全漁業権対象魚種 (あゆ、はえ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、すっぽん、えのは)	手釣、竿釣、投釣、 友掛、素掛け(ちょんかけ) (ルアー使用は除く)	無料

3 遊漁料は、理事会において定めた別紙に掲げる場所で納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

(1) 山国川本流中津市金谷潮止えん堤から下流220メートルの間。

5 さびき釣（かご釣）及びごろびきは禁止する。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則) この規則は令和6年1月1日から施行する。